

第 22 期文化審議会著作権分科会法制度小委員会
報告書（素案）

I. はじめに

文化審議会は、令和3年7月19日、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、第21期（令和3年度）及び第22期（令和4年度）の2年間にわたり審議を行っている。

近年、市場に流通するコンテンツの多くはデジタル化され、インターネット等を経由した市場が拡大し、ボーダレス化やグローバル化が進んでいる。また、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の普及が個人の多様な創作活動を発展させ、新たな文化の創造やビジネスへの展開が起こるとともに、今後は「メタバース」と呼ばれる仮想空間におけるコンテンツ利用に期待する動きもある。このように文化芸術におけるDXの推進は、コンテンツの創作・流通・利用に大きな影響を与えており、諮問の背景には、DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応した「コンテンツ創作の好循環」の実現とその効用を最大化し、文化芸術をはじめとした我が国の発展を下支えするものとして、著作権制度・政策を位置付けていくことが必要との課題意識がある。

法制度小委員会では、昨年度の基本政策小委員会での議論を経て、著作物の利用円滑化による対価の創出や増加が新たな創作活動につながる「コンテンツ創作の好循環」の最大化が文化振興に資する考えの下、「権利保護・適切な対価還元」と「利用円滑化」の両立を基本としつつ、「DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策について」及び、「DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について」に関して精力的に審議を行った。審議に当たっては、クリエイター等の著作権者等や事業者等、多様な関係者からヒアリングを行ってきた。

政府においては、今後、この内容に沿って、関連条約との整合性を確保しつつ、速やかに法整備等の対応を進めるとともに、著作権法の規定を遵守した適切な運用がなされるよう丁寧に周知・普及啓発していくことを期待する。

II. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について

1. 経緯

- 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元については、令和3年7月の諮問以降、令和3年に著作権分科会基本政策小委員会において8回にわたり審議を行い、令和3年12月に「DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化、適切な対価還元方策について」のうち、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」について及び「DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育」について、一定の方向性をとりまとめた（以下「中間まとめ」という。）¹。
- その後、法制度小委員会において、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の法制的課題等について、令和3年度に2回、令和4年度に●回審議を行った。
- なお、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）や知的財産推進計画2022（令和4年6月3日知的財産戦略本部）²等をはじめとする政府の計画等において、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現するための具体的な方策について検討し、令和5年通常国会に著作権法（昭和45年法律第48号）の改正法案を提出し、所要の措置を講ずるとされている。

2. 簡素で一元的な権利処理と対価還元の方向性

- 令和3年12月の中間まとめにおいては、簡素で一元的な権利処理と対価還元について、次のような方向性が示された。

（目指すべき方向性）

著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行い、著作権者が明確な場合は当該著作権者や集中管理を行っている著作権等管理事業者に取次や案内を行う。また、分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に

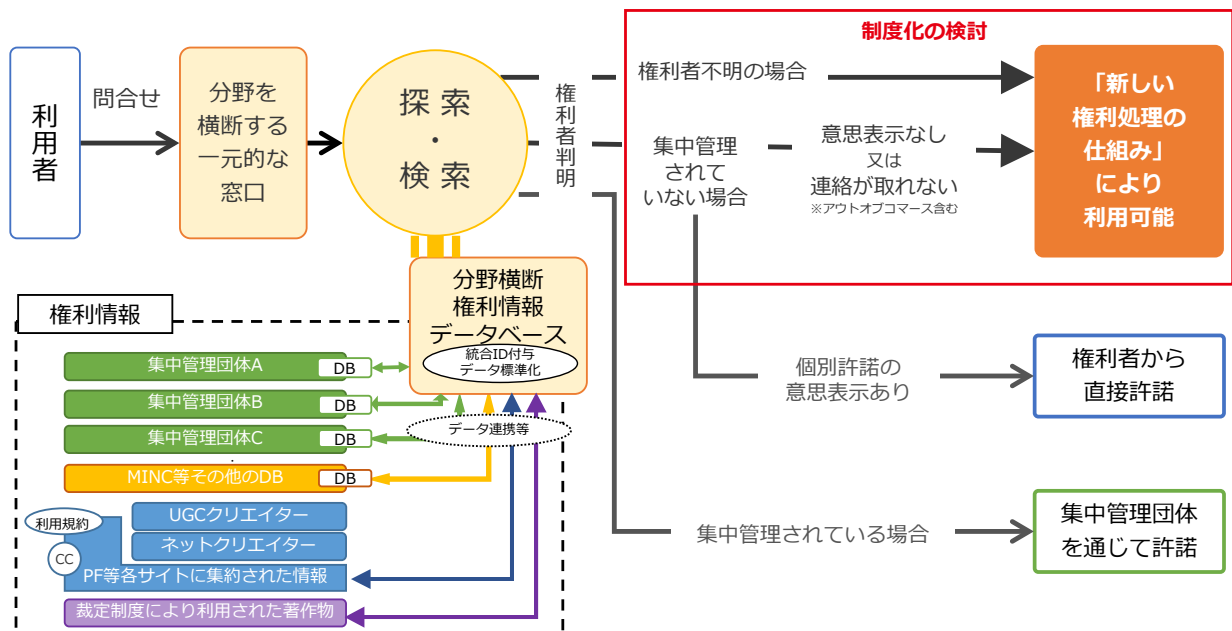
¹ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/62/index.html>

² 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に検討・結論を得、2022年度に所要の措置を講ずる。

必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、新しい権利処理の仕組みを創設し、当該著作物等³を円滑かつ迅速に利用できるようにする。

※クリエイターの意思（許諾権等）の尊重や二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないこと、既存のライセンスビジネスや商慣行に悪影響を与えないようにすること、安心して著作物等を利用できること、制度や仕組みについて、管理運営コストを考慮し、持続可能な仕組みとすること、といった留意点も示されている。

【図1：分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理・データベースイメージ】
（法制度小委員会第1回（令和4年7月22日）資料5-1より）



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

³ いわゆる「アウトオブコマース」といった市場に流通しておらず利用することができないものも含まれる。

3. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージ

(1) 制度化の骨子

- 著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない（「意思の表示」がされていない）著作物等について、一定の手続を経て、使用料相当額を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物等の時限的な利用（※）を認める新しい制度（以下「新制度」という。）を創設する。

※法的安定性の確保や著作権者等との協議を通じた円滑な利用を促す観点からは、著作権者等からの申出後ただちに利用を停止するのではなく、一定期間の利用を可能としつつ、権利者の利益を不当に害することとなる場合等については速やかな利用停止を求めることができるようにしてはどうか。

- 新制度の手続においては、著作物等の違法利用や濫用的な利用等を抑止する観点から、文化庁長官の一定の関与を設けることとする。また、利用者からみて窓口の一元化及び手続の迅速化・簡素化を実現するため、文化庁長官による指定等の関与を受けた「窓口組織」が手続を担うこととする。
- 新制度による利用に当たっては、窓口組織において公告を行うことで著作権者等による申出の機会を確保するとともに、当該申出に基づいて著作権者等に使用料相当額の利用料が支払われる仕組みとする。
- 時限的でない利用を可能とする仕組みについては、著作権者不明等の場合の裁定制度（以下「裁定制度」という。）を活用した方策とする。また、裁定制度については、窓口組織を活用することにより手続の迅速化・簡素化を図ることができるようにする。
- 新制度については、裁定制度と同様に、著作隣接権についても準用する。

(2) 具体的な新制度の制度設計イメージ

(ア) 新制度の要件

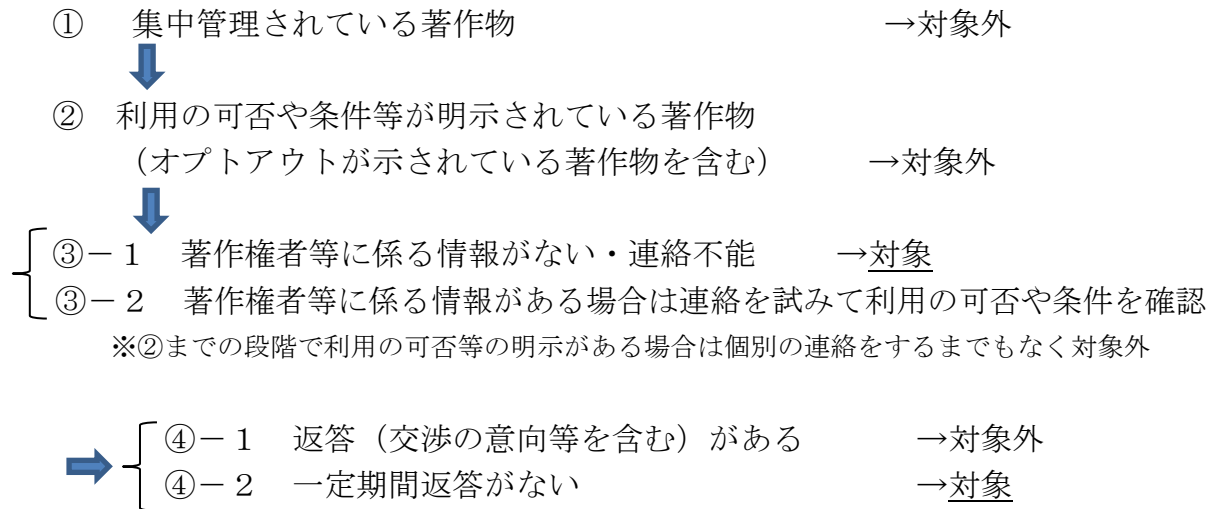
- 次の（Ⅰ）、（Ⅱ）を新制度により著作物の利用を可能とする要件とする。

（Ⅰ）以下に掲げる要件を全て満たすこと。

- （ⅰ）公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示され

ている事実が明らかである著作物であること。(新制度の創設前に創作され、公表された著作物についても新制度の対象とする。)

(ii) 以下の判断プロセスによって著作権者等の著作物の利用の可否や条件等に係る「意思の表示」が確認できないこと。



※①～④について、効果が時限的であり申出により利用を止められることを踏まえ、著作物等、公式ウェブサイト、データベース、検索エンジン等を活用したより短期間となる手続となるように留意する。

※②について、著作物自体に利用の可否が示されているものの、現在市場に流通していないなどにより現在の意思が確認できない場合の扱いについては、実態等を踏まえて引き続き今後の検討課題とする。なお、裁定制度が活用できることを踏まえ、手続の迅速化・簡素化により利用円滑化を図ることとする。

(iii) 著作物等の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときや、著作権者等の利益を不当に害すると認められるときに該当しないこと。

(II) 使用料相当額に当たる利用料を支払うこと。

○ なお、(I)、(II)の手続については、窓口組織による簡素な手続とする。

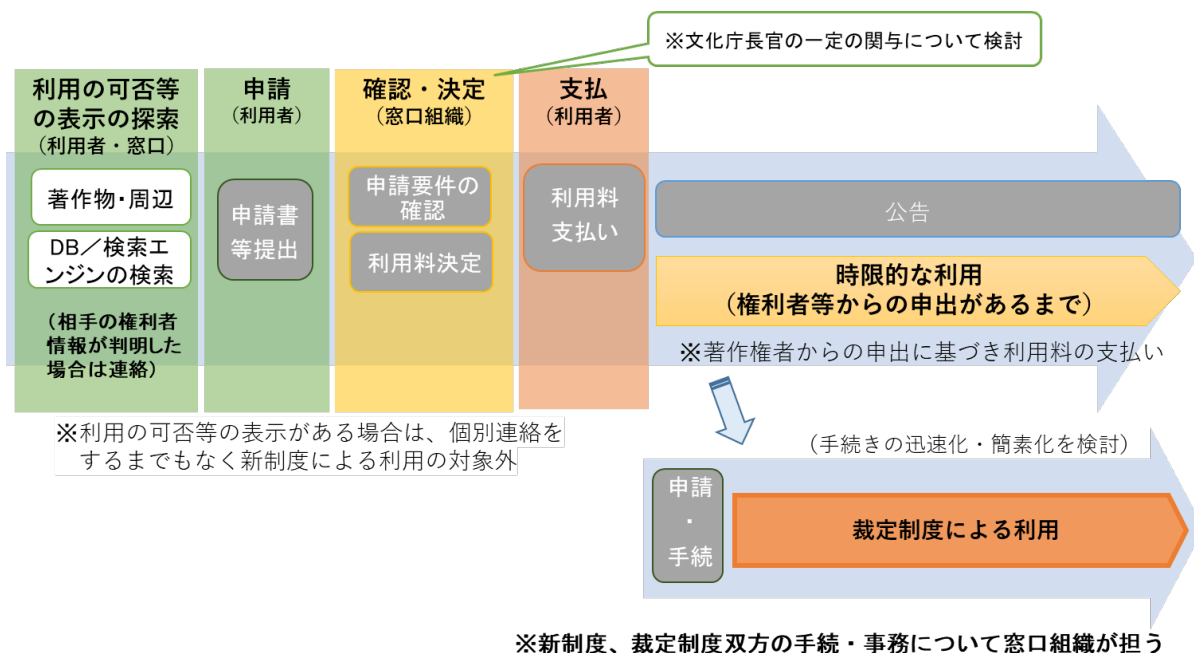
(イ) 新制度における法的効果

○ 著作権者等からの申出があるまでの間の時限的な利用(申出後一定期間の利用を含む。翻案利用を含む。)を可能とする。その際、関係者ヒアリングの意見を踏まえ、時限的な利用における期間の上限を設定することも考えられる。

○ 著作権者等からの申出の機会を確保するため、この利用中は窓口組織が公告を行う

こととする。

【新制度イメージ】



(ウ) 窓口組織による新制度の事務の実施

- 手続の迅速化・簡素化を図りつつ、より適正な手続とするため、文化庁長官による指定等の一定の関与を受けた窓口組織が、新制度の事務を担う。また、裁定制度に係る手続についても、利用者・権利者双方の負担軽減の観点から窓口組織の活用を図る。
- 窓口組織の担う事務のイメージは、次のとおりである。
 - ・ 利用者からの申請に係る相談及び申請の受付、申請要件の確認を行う。相談や申請の受付はデジタル・オンラインの活用が想定される。
 - ・ 申請に係る利用料の算定を行う。算定に当たっては文化庁長官による一定の関与を設けた算定基準等によりなるべく機械的な算定ができるようにする。
〔 これにより、裁定制度とは異なり、個々の利用申請ごとの利用料決定に係る文化審議会への諮問を不要とする方向としてはどうか。 〕
なお、定型的な利用の場合は、文化庁の裁定補償金額シミュレーションシステムに上記の算定基準等を反映させて、これを活用することなどが考えられる。
 - ・ 時限的な利用に係る公告を行う。この公告に必要となる限度で著作物の公衆送信を可能とすることにより、時限的な利用に係る情報が著作権者等に適切に届くようにする。
 - ・ 利用者から使用料相当額の利用料を収受し、その管理を行う。
 - ・ 管理する利用料については、著作権者等から自らの著作物等が利用されていることの申出の受付、申出者の本人確認を行い、当該著作権者等に対して利用料の支払

を行う。なお、新制度では利用される著作物等とその利用形態が申請時に明確になっており、公告により著作権者等の申出を待つこととなるため、各補償金制度の指定管理団体とは異なり、窓口組織は分配のための著作物等・著作権者等の特定作業や探索等を行うことは想定されない。

- ・ 著作権者等が現れずに支払うことができない利用料については、権利者・利用者のための活用を可能とする。具体的な活用方法としては、著作権者等を明確にし、許諾による利用を促すことのできる分野横断権利情報データベースの改良・拡充等が考えられる。
- 窓口組織の運営や必要な体制整備等については、利用者からの手数料収入を充てることに加え、公的な支援や授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業等の活用を検討する。

(3) 新制度の主な意義

- 新制度の導入により、著作物の利用円滑化とそれに伴う対価還元について、次のような意義があると考えられる。
- ・ 著作物の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等を対象とすること。
 - ・ 著作権者等が申出を行えば利用を終了させることができる時限的な利用とすることで、著作権者等の権利を直ちに失わせることのない、柔軟なスキームとすること。
 - ・ 窓口組織において手続を一元化し、著作権者等の探索や使用料算定手続を合理化することにより、利用者や関係団体の負担を軽減すること。
 - ・ 裁定制度において、申請中利用まで1～2か月程度要していたケースがあるところ、相当程度の時間の短縮を図ること。
 - ・ 新制度に係る手続を窓口組織が担うことにより、利用者だけの判断によらず手続の適正化を図ることができること。

4. 個別の論点について

上記3.において記した方向性のほか、各論点に係る審議の状況及び結果については次のとおりである。

(1) 法制上の整理等について

- 現行の著作権法では、公益性等の観点から特定の利用場面について権利制限を行う仕組み、著作権者不明等の著作物について文化庁長官による裁定の仕組みが設けられている。このことから、今般の新しい権利処理について、著作権者の意思を尊重しつつ、一定の要件・一定の対価の支払を前提に利用を可能にする仕組みを検討することは不可能ではないとの意見があった。
- 制度化に当たっては、著作権者等の利益を不当に害することのないように留意しつつ、ニーズや公益性について検討を行った。この点については、中間まとめにあるように、著作権者等の探索を含む権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結び付いていないとの指摘を踏まえ、コンテンツの利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元の両立により、新たな創作活動につなげる「コンテンツ創作の好循環」の最大化を挙げることができる。
- いわゆる「拡大集中許諾制度」の制度化については、中間まとめにおいても、ライセンス市場等の既存ビジネスへの影響や、集中管理率が低い我が国における実現可能性を踏まえた検討が行われた。法制度小委員会における議論においては、他人の財産について第三者が許諾を行うことができるとする法的正当性についての説明が難しいとの指摘があった⁴。これらの懸念・指摘を踏まえ、我が国の制度や状況と整合する形で同様の効果が得られる仕組みを導入することが適当である。

(2) 新制度の要件、効果等について

(ア) 「意思」の確認（「意思の表示」）について

- 新制度においては、裁定制度と異なり、著作物の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない（「意思の表示」がされていない）著作物等を対象とすることとする。この『「意思」の確認』をどのように捉えて新制度の対象とするのかについて、関係者ヒアリングを踏まえ、詳細な議論を行った。

⁴ EU のデジタル単一市場指令第 12 条は、CMO（集中管理団体）に譲渡・ライセンスなどを委託していない権利者の著作物において、権利を委託していない著作権者についても CMO が代表すると推定する仕組みを構築できる規定とされている。本条第 1 項「拡大効を有する集中許諾」では、(a) ECL（拡大集中許諾制度）(b) 法定委任（＝法により特定分野の権利について指定された集中管理団体に委任していると推定すること）、代理権の推定（＝代理人が本人の名で法律行為をする権限（代理権）が集中管理団体にあると推定すること）が定められている。国により採用している制度は異なる。

- まず既に円滑に行われているビジネス上の許諾に基づく著作物利用への影響を最小限にするとともに、『「意思」の確認』の判断については、著作権者の意思を尊重する観点から、その機会を十分に確保することが重要である。
- 現状、利用許諾に当たっての権利処理のコストが高く、著作物の利用が難しいことが課題となっていることを踏まえれば、新制度においては、権利処理を行いやすい集中管理されている著作物、著作物利用の条件や利用禁止等の利用の可否が明示されている著作物は対象外とする。また、新制度の適用についてあらかじめ拒絶の「意思」を示している著作物（オプトアウトが示されている著作物）についても、対象外とする。
- これらの著作物に加え、利用の可否や条件等に係る明示はないものの著作権者等に係る情報がある場合には、その連絡先に連絡を試み、著作物の利用の可否等に係る著作権者等の「意思」を確認する。この確認の中で返答があった場合（交渉の意向を示した場合を含む。）は、新制度の対象とならない。この確認に当たっては、著作権者等に一定の負担を生じさせることから、利用の可否等が明示されていない場合のみ確認を求めることとする。
- なお、著作物が二次利用されている場合や二次的著作物である場合については、その利用形態・利用場面のみで判断するのではなく、その著作物自体や原著作物の利用に係る「意思」を可能な限り確認することが必要である。
- 利用の可否や条件等に係る表示内容については、例えば、「利用の禁止」、「複製・公衆送信禁止」等の記載がある場合、利用条件を示したガイドライン・利用規約が公開されている場合、「利用の際は事前に許諾を得てください」等の記載がある場合、クリエイティブコモンズマーク、自由利用マーク等が記載されている場合等が考えられる。
また、著作権者等による利用許諾申請窓口や申請フォームを用意している場合も「意思」が確認できる表示がなされているものと考えられる。
- また、権利者情報については、著作者名（変名も含む。）や発行元・販売元の企業・法人の名称、©マーク、“権利者名+all rights reserved”等の記載や住所、電話番号、メールアドレス、メッセージの送受信が可能な SNS アカウント等の記載が想定される。
- 表示の方法や表示場所については、現状の実態も踏まえて次のような場合が例として挙げられる。
 - ① 分野横断権利情報データベースへの記載
 - ② 著作物そのものや著作物に付随した記載
 - ・イラスト下部、動画の終わりなどのコンテンツ内

- ・書籍や冊子の表紙・奥付や CD/DVD 等のパッケージ
 - ・ウェブサイト上のコンテンツのキャプションや同一ページの下部
 - ・コンテンツ投稿サイトや SNS の当該コンテンツの説明文 等
- ③ 権利者又は関係者の公式の情報であることが明らかなところ
- ・団体や企業等が公開し、容易にアクセス可能なウェブサイトやデータベース
 - ・コンテンツ投稿サイトや SNS のチャンネル概要、アカウント所有者のプロフィール
 - ・展示会の展示作品周辺や作品リスト 等

(イ) オプトアウトについて

- 著作権者等が、制度の対象とならない旨をあらかじめ表明しておく、いわゆる「オプトアウト」は「意思の表示」の一種であり、著作権者等の意思の尊重の観点からも、この表示方法が明確に担保されていることは重要である。
- オプトアウトの方法については、既存のビジネス等における著作物の流通、利用形態や著作権者の意向により望ましい仕組みが異なることが想定されるため、著作物単位や著作権者単位での主張を可能とするなど、柔軟な仕組みとすることとする。オプトアウトを主張できる者については、著作権者等のみならず、その許諾を得て著作物の利用を行うライセンシー等によるものも認めるべきとの意見があった。
- なお、オプトアウトを取り入れることについて、条約上の無方式主義との関係についても議論となった。このような柔軟なオプトアウトは、新制度の適用に係る著作権者等の意思を示すものであって権利の発生に直接関わらないこと、オプトアウトをしていないことにより権利がなくなる又は行使できなくなるわけではないこと、仮に制度の対象となったとしても、権利者に及び得る不利益は軽微であることから、無方式主義⁵に直ちに反するものではないと考えられる。

(ウ) 翻案等を伴う利用について

- 翻案等を伴う利用の必要性は高いと考えられるため、新制度の利用を可能とすることが適当である。ただし、関係者ヒアリング等においては、濫用的な利用や著作権者の意向に沿わない利用に係る懸念が示されており、実際の運用において留意する必要がある。

⁵ ベルヌ条約第5条(2)に規定されており、ベルヌ同盟国は、権利の「享有や行使」について、登録、寄託、著作権の表示などの一切の方式（形式的要件）を不要としなければならないとするもの。なお、諸外国で導入されているいわゆる「拡大集中制度」では、基本的には外国著作物を除外しておらず、EU加盟国以外の国とも相互協定を結んでいる事例もある（ただし、ECLにおいて許諾が与えられるのは、国内の利用についてのみとされるのが通例である）（平成28年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書」）。

- 裁定制度や新制度に関し、著作者人格権に制約を与えるものではないものの、同一性保持権との関係については議論が行われた。同一性保持権については、基本政策小委員会の審議においても、例えばベルヌ基準まで近づけるような運用を考えることといった意見や、人格権について検討を始めるよりも喫緊の課題に応じた検討を優先すべきといった意見、著作権法では現行の権利制限規定や裁定制度にしても、著作者人格権は別問題と考えられてきた、といった意見もあり、現行規定にある「やむを得ない改変」といった点も踏まえた柔軟な解釈・運用が望ましい、と整理がなされた。
- こうした関係者の懸念や著作者人格権との関係も配慮し、新制度の悪用等を抑止するためにも、新制度の手続については文化庁長官の一定の関与を設けることとする。
- なお、裁定制度では翻案等の利用も可能となっているが、「裁定の手引き」においては、著作者人格権への配慮を行うこととされている⁶。新制度においても、著作者人格権への配慮や著作権者の意に反するような利用を抑止できるような運用に向けた留意点を示していく運用が望まれる。

(エ) 文化庁長官の関与等

- 新制度の手続については、権利侵害となる度合いを減らし、濫用的な利用等を防止する観点から、文化庁長官の一定の関与を設けることとしてはどうか。
- また、著作権法第 70 条第 4 項においては、法第 67 条第 1 項の裁定をしてはならない場合として、「著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき」と規定しているが、新制度においても、同様の著作権者の意思を尊重する仕組みを導入することが考えられる。

(オ) 使用料相当額に当たる利用料について

- 使用料相当額に当たる利用料は、利用者による著作物の利用形態に応じた業界等における一般的な使用料等の相場を踏まえ、利用に係る権利者の経済的損失の補填となるものとするのが重要である。
- なお、新制度による利用は著作権者からの申出があるまでの間の時限的な利用であるが、時限的な利用と一般的な許諾による利用について権利者の不利益の程度に特段の差異は生じないことから、その性質のみをもって低廉な利用料になることは想定されない。

⁶ 「裁定の手引き」には、「(著作物)の一部を切り抜いたり、修正したりして利用することは、著作者人格権(同一性保持権)等を侵害するおそれがあります。(略)著作物や実演については、著作者人格権や実演家人格権が存在します。裁定を受けたとしても、著作者人格権等を侵害する行為が認められるわけではないので御注意ください。」との記載がある。

- 新制度の運用を持続可能なものとする必要があることや応益負担の観点から、利用者には、使用料相当額分の利用料とは別途、一定の手数料負担を求めることとする。

(カ) 遡及効について

- 今般の議論のニーズの一つには、過去に創作された著作物のデジタルアーカイブ・デジタル配信等がある。新制度は、著作物の権利の発生や喪失に直接影響を与えるものというよりは、当該著作物の利用方法・手段の追加と考えられる。また、一般に、著作物がいつ創作され、公表されたかについては判別が難しく、制度化の前後で取扱いを切り分ける運用は実質的に困難であるとの課題もあることから、新制度の制度化前に創作され、公表された著作物についても対象とする方向とすべきである。
- その際、平成 21 年の著作権法改正においては、著作権者不明等の著作物の裁定による利用について、著作隣接権についても対象とされ、また、裁定申請中の利用が可能とされており、対象となる著作物や著作隣接権に特段の制限はかけられていない⁷ことも参考とすべきである。

(キ) 周知・普及啓発について

- 新制度の導入に当たり遡及効を認めることなどを踏まえ、法施行までに十分な周知期間を設け、個人クリエイターなどの著作権者等に対し周知を徹底することが重要である。さらに、著作物中に利用されている著作物や二次的著作物に利用されている原著作物に係る「氏名表示」や「意思表示」が的確になされることも重要であり、このような普及・啓発も進めるべきである。

(ク) 著作権者不明等における裁定制度との違いについて

- 「著作権者が不明等」の場合を対象とする裁定制度と異なり、新制度は、著作物の利用の可否に係る「著作権者等の意思が明らかでない（確認できない）」場合を対象にしている。また、著作権者等からの申出により利用が停止できる点で、裁定制度と効果が異なる。

このように両制度はその対象・効果が異なることから、それぞれ別の制度として両立することが想定される。その際、新制度による時限的な利用を行っている利用者が、時限的ではない利用を希望する場合も想定されることから、このような場合には権利者不明等の場合の裁定制度の活用を円滑にできるようにすることが望ましい。

⁷ 改正法附則第 3 条においては、施行日以後の裁定の申請をした者について適用する旨の経過措置は定められている。

(3) 著作権者不明等の場合の裁定制度の改善について

- 裁定制度については、文化庁長官が要件を確認することや補償金額の決定に係る諮問等により手続に係る時間が長くなっていること、裁定後に著作権者等が見つかることが少なく、供託した補償金が活用されていないことなどの課題が指摘されている。
- これらを踏まえ、新制度の創設に併せて裁定制度に係る事務の一部を窓口組織が行うことなどにより、効率化・簡素化を行うこととすることが考えられる。窓口組織が実施する事務の例として、次のようなものが考えられる。
 - ・ 裁定申請に係る相談及び申請の受付、申請要件の確認
 - ・ 補償金の算定
 - ・ 補償金の収受・管理（供託の不要化）
 - ・ 著作権者等への補償金の支払
 - ・ 権利者等が現れずに支払うことができない補償金の権利者・利用者のための活用（分野横断権利情報データベースの改良・拡充等）

(4) 分野横断権利情報データベースについて

- データベースの構築に関しては、文化庁に設置された研究会⁸において有識者も交えて検討されている。法制度小委員会のヒアリングの際に各団体から頂いた御意見も参考にしつつ、方向性がとりまとめられることを期待している。

⁸ 基本政策小委員会第1回資料2－3参照。

Ⅲ. 立法・行政・司法のデジタル化に対応した著作物の公衆送信等について

1. 検討の経緯

- デジタル社会の実現に向け、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されており、文化審議会著作権分科会では、関係者からの実態・意見聴取を踏まえ、デジタル社会の基盤整備の観点から著作権法上の課題について検討を行ってきた。
- 立法・行政目的での内部資料としての公衆送信等に関しては、法制度小委員会において、第2回に委員から、第3回～第5回に関係する権利者団体から意見を聴取した。主な意見は次のとおりである。
 - ・ 著作権法第42条⁹は、行政機関で必要とされる著作物利用に十分対応できていないため、公衆送信等に対応できる見直しを積極的に検討すべき。
 - ・ 著作権法第42条第2項についても同じ行政目的のものであるため、同様に公衆送信等も可能とすることは検討されてしかるべき。
 - ・ 現行法が認める複製の場合でもただし書によって権利者への影響は最小限のものにとどめられている（「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は適用されない）が、公衆送信等の場合でも、既存のライセンスや電子市場への影響等、既存ビジネスを阻害しないよう留意することが大前提。
 - ・ 現行法と同様「内部資料」に限る必要があるが、その解釈については周知を徹底することが必要。
- 裁判手続については、民事訴訟法の規定による民事訴訟手続のIT化に伴う著作物の

⁹ 著作権法第42条

（裁判手続等における複製）

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁の行う品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）に関する調査に関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）及び再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

公衆送信等に関し、昨年度の法制度小委員会で検討を行い、令和4年の民事訴訟法等改正法において著作権法の整備もなされたところである。今回は、民事訴訟以外の民事・家事事件手続が原則として電子化・オンライン化されることに伴う所要の措置について関係者から説明を聴取し、法制度小委員会において、民事関係手続等における著作物の公衆送信等について権利制限の対象とすることについて検討を行い、特段の異論がなかったところである。

2. 対応の方向

- 以上の経緯を踏まえ、立法・行政のデジタル化への対応を著作権法の観点からも支えていくために、立法又は行政目的のために内部資料として必要となる著作権物の公衆送信や公の伝達を可能とすることが必要である。その際、現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることに留意するとともに、「内部資料」の解釈については、現行の解釈も含め周知を徹底することが求められる。
- あわせて、国民の利益等を確保する観点から、迅速・的確に審査を行う必要性が高い特許審査等の行政手続及び行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続に必要となる著作物の公衆送信や公の伝達を可能とする必要がある。
- また、民事訴訟以外の民事・家事事件手続についても原則として電子化・オンライン化されることに伴い、適正な裁判の実施や裁判を受ける権利の保障の観点から、当該民事・家事事件手続に必要となる著作物の公衆送信や公の伝達を可能とする必要がある。その際、これらの手続は、一般私人も主体・客体になり得ることから、公衆送信等が当該手続のために真に必要な場合に、かつ適正な方法で行われるものに限定するため、法令上規定された方法で行う公衆送信等のみを対象とすることが適切である。

3. 今後の課題

- デジタル化やオンライン活用の進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第38条、第39条、第45条等の在り方については、立法・行政機関による利用に限られないことから、引き続き具体のニーズや利用場面を踏まえ、必要に応じて検討を行うこととする。

IV. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

1. 経緯

(1) 現行規定とこれまでの改正経緯

- 著作権等が侵害された際、侵害行為と損害との因果関係、損害額の立証が困難な場合が多く、逸失利益の賠償を受けることは容易ではない。このため、著作権法第 114 条各項において、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条の特則規定を設け、著作権者等の損害額の立証の負担の軽減を図っている。
- 現在の第 114 条第 1 項は、侵害者により販売された数量（譲渡等数量）に正規品の本来の 1 個当たりの利益額（著作権者等の単位数量当たりの利益額）を乗じた額を損害額とするもの、同条第 2 項は、侵害者の利益の額を損害額と推定するもの、同条第 3 項は、著作権等の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額（ライセンス料相当額）を損害賠償額として請求できるとする規定である¹⁰。
- 昭和 45 年の現行法制定当時、第 114 条において、侵害者利益を著作権者等の損害の

¹⁰ 著作権法第 114 条
（損害の額の推定等）

第百十四条 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

- 2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。
- 3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。
- 4 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権が著作権等管理事業法第二条第一項に規定する管理委託契約に基づき著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該著作権等管理事業者が定める同法第十三条第一項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定により算出したその著作権又は著作隣接権に係る著作物等の使用料の額（当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法によりそれぞれ算出した額のうち最も高い額）をもつて、前項に規定する金銭の額とすることができる。
- 5 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

額と推定する規定（現第2項）とライセンス料相当額を損害賠償額として請求できる規定（現第3項）が設けられた。

- 現在の第1項は、平成15年の改正で新設され、侵害者の譲渡等数量に著作権者等の単位数量当たりの利益額を乗じて得た額を損害額（逸失利益）としつつ、著作権者等の販売等を行う能力に応じた数量を超える数量及び著作権者等が販売することができないとする事情に相当する数量がある場合には、これらの数量に応じた額は損害額から控除されるものとされている。
- 現在の第3項は、平成12年の改正の際、著作権等の行使につき「通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」の「通常」の文言が削除され、ライセンス料相当額の認定において一般的相場にとらわれることなく、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当なライセンス料相当額が認定できることが明確化された。
- 現在の第4項は、平成28年のTPP整備法により新設され、侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合には、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を第3項のライセンス料相当額を内容とする損害額として賠償請求ができることとされた。

（2）課題

- 近年、海賊版サイトによる被害が深刻になっており、特にマンガに関する海賊版被害については、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、海賊版サイトへのアクセスが急速に拡大している¹¹。
- このような海賊版被害に対する損害賠償請求に関しては、侵害者が権利者の販売等能力を大幅に超えて利益を得ている例が多いといった指摘や、使用料相当額として認定される賠償額が低くなり、侵害による高額利益の大部分が侵害者に残存しているといった指摘がされている。
- こうしたことを踏まえると、増加する著作権侵害に対し、権利者の被害回復の観点から実効的な対策を取れるよう、損害賠償額の算定方法に関する規定を見直す必要性が高まっていると考えられる。

（3）特許法等の知的財産法における対応状況

- 同じ知的財産法体系下にある特許法においては、著作権法第114条と同等の内容を定め、かつ、同等の改正経緯を持つ規定について、令和元年に特許訴訟制度の充実を図るため、次のとおり改正された¹²。

¹¹ 文化審議会著作権分科会中間まとめ「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」（令和4年3月）

¹² 商標法、意匠法、実用新案法も同様の改正が行われている。

- (i) 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えて賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする。
- (ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

- (i) は、権利者が自ら実施すると同時に権利をライセンスして利益を得ることができる場合もあるという知的財産の性質に鑑み、「販売数量の減少による逸失利益」のみならず、「ライセンス機会の喪失による逸失利益」も含めて、損害賠償算定の特例を定めることが損失の填補という観点から望ましいと考えられることから、改正前の特許法第 102 条第 1 項による推定が覆滅された部分のライセンス料相当額も権利者が受けた損害の額として認めるものである。
- (ii) は、特許法第 102 条第 3 項のライセンス料相当額が訴訟当事者間の具体的事情を斟酌して認定されることが想定されているところ、通常のライセンス交渉段階と比べ、損害賠償額算定の段階においては、典型的に増額に働き得ると考えられる考慮要素があり、そうした要素を考慮することができる旨を明らかにするものである。

2. 対応の方向

- 法制度小委員会においては、上記の令和元年特許法等改正と同様の損害賠償額の算定方法の見直しを著作権法において行う意義・効果について、次のとおり検討を行った。

(1) 著作権法における見直しの意義・効果①

- 上記のとおり、著作権法第 114 条第 1 項の侵害者の譲渡等数量のうち、著作権者等の「販売その他の行為を行う能力」を超える数量又は「販売することができないとする事情がある」数量に応じた額については損害額から控除されるが、この控除部分については、同条第 3 項が規定するライセンス料相当額分の賠償が認められるか否かの点については、条文上明らかではなく、裁判実務上も判然としない。
- 同条第 1 項の規定により控除される「販売その他の行為を行う能力」を超える数量又は「販売することができないとする事情がある」数量に応じた額については、解釈上、同条第 2 項において推定される損害額からも控除される。この点、裁判例¹³においては、同条第 2 項の損害額の算定の基礎となる数量から、原告の販売等の能力を超えるなどとして控除された数量について、同条第 3 項によるライセンス料相当額の損害の賠償を請求した際に、当該ライセンス料相当額の損害が認められなかったものがある。

¹³ 平成 27 年 3 月 26 日東京地裁判決。編集著作物の著作権者（出版社）である原告が、翻案権侵害を理由に不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。

- このライセンス料相当額については、特許権と同じ知的財産権である著作権も、権利者が自ら利用すると同時に権利をライセンスして利益を得ることができる性質を有することに鑑みれば、「販売数量の減少による逸失利益」のみならず、「ライセンス機会の喪失による逸失利益」も含めて損害額を算定できることは、損失の填補という観点からは望ましい。
- このため、令和元年特許法改正と同様に、著作権法第 114 条第 1 項において損害として算定される対象にライセンス料相当額を加えることとし、これにより、上記のような事案においても、販売能力を超える場合や販売することができないとする事情があるとして販売数量減少による逸失利益が損害額から控除された部分について、ライセンス料相当額を請求できるようになる効果が期待できる。
- なお、著作権法第 114 条第 2 項に基づく請求についても、裁判実務上は、同条第 1 項の場合と同様に、権利者の販売等の能力を超える部分等につき同条第 2 項の推定が覆滅される扱いとなっていることから、今般の第 1 項の改正により、権利者の販売等の能力を超える部分等についてライセンス料相当額が同項の損害額として認められるよう明記されることで、同条第 2 項による推定覆滅部分についても同様の扱いが認められることと解釈されることが考えられる¹⁴。

(2) 著作権法における見直しの意義・効果②

- 著作権侵害があった場合におけるライセンス料は、通常の契約によるライセンス料より高額となることが想定される。その要因としては次のような点が挙げられる。
 - ・ 侵害者が権利者の許諾なく著作物を利用しており、権利者にとっては利用を許諾するかどうかの判断機会が失われていること。
 - ・ 通常、ライセンス契約を締結するに当たっては、契約解除事由の制限や、利用方法の制限など、様々な契約上の制限を受けることがあり得るが、侵害者はこうした制約なく利用していること。
 - ・ 契約による通常のライセンスの場合、ライセンシーの企画や校正、販売促進等の貢献度を踏まえて料率が決まるが、侵害者には貢献度合いがないこと。
 - ・ 侵害があった場合はその状況確認や調査、弁護士による個別示談交渉等のコストが発生すること。
- 上記のとおり、平成 12 年の著作権法改正においては、著作権侵害訴訟におけるライセンス料相当額の認定において、一般的な相場にとらわれることなく訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当なライセンス料相当額を認定できることを明確にするため、著作権法第 114 条第 3 項（当時第 2 項）の「通常受けるべき金銭の額」の「通常」の文言を削除したが、実際の裁判例においては、この改正によって訴訟当事者間の具体的事情が十分に斟酌されたライセンス料相当額が認定されるようになったか否か判然としない状況にあるとの指摘がある。

¹⁴ 令和元年法律改正（令和元年法律第 3 号）解説書 25 ページ。

- こうした状況を踏まえ、著作権が侵害されていることを前提とした具体的な事情が考慮できることを条文上明確にすることができれば、現状より、法第 114 条第 3 項において損害額として認定されるライセンス料相当額が増額され得るという効果が期待できる。
- 以上を踏まえると、特許法の令和元年改正による見直しは、著作権法においても当てはまるものであり、その見直しの意義・効果もあると考えられることから、著作権法においても、以下のとおり、同様の見直しを行うこととする。

(i) 侵害者が得た利益のうち、著作権者等の販売等の能力を超えるとして賠償が否定される部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする。

(ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

3. その他の検討課題

(1) いわゆる「侵害し得」を防ぐことについて

- 2. のとおり、著作権法第 114 条において、ライセンス料相当額の認定に当たって、著作権が侵害されていることを前提とした具体的な事情が考慮できることを条文上明確にすることができれば、現状より、同条第 3 項において損害額として認定されるライセンス料相当額が増額され得るという効果が期待できる。
- また、今回検討している著作権法第 114 条の改正と同様の改正を行った、令和元年の特許法改正後の裁判例では、「特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき」料率を認定する、といった判断が示されている例もある。
- こうしたことを踏まると、今般の見直しにより、一定程度、いわゆる「侵害し得」の防止が図られるとともに、侵害行為の抑制という副次的な効果も期待できると考えられる。

(2) 損害賠償に「懲罰的な効果」を期待することについて

- 法制度小委員会の議論の中では、侵害抑止の観点から、一定程度、懲罰的な効果をもたらす制度に見直すべきとの意見や、実損害を超える金銭的救済は、実損害の填補を原則とする一般法である民法や他の知的財産法との関係を踏まえると慎重な検討が求められるといった意見があった。これらの意見を踏まえ、まずは令和元年特許法改正を踏まえた著作権法の改正を速やかに行うこととする。
- 損害賠償に「懲罰的な効果」をもたらすといった論点については、実損の填補を原則とする一般法である民法や他の知的財産法との関係を踏まえる必要があることか

ら、引き続き裁判実務の動向も注視しつつ、その具体の必要性や状況に応じ検討課題として扱っていくこととする。

(3) ストリーミング型の著作権侵害への対応その他更なる立証負担の軽減について

- 著作権法第 114 条第 1 項は、著作権等の独占的な性格に鑑み、権利者が自ら著作物等を販売する能力を有している場合には、「侵害品の譲渡等がなければ同じ数量の正規品を売れたはずである」という前提が存在するという考えの下、「侵害者の譲渡等数量×権利者の単位数（正規品 1 個）当たりの利益額」を侵害行為によって生じた権利者の販売数量の減少による損害額とすることができるとしている。
- また、著作権の侵害行為の場合、インターネットを用いた無断送信が代表的事例であることから、この算定方式における「侵害者の譲渡等数量」には、無断譲渡された有体物の数量に加え、受信複製物（侵害行為を組成する公衆送信が公衆によって受信されることにより作成された著作物又は実演等の複製物）の数量が含まれている。
- このように、著作権法第 114 条第 1 項による権利者の著作物等の販売減少による損害の算定においては、受信複製物を含む侵害品の譲渡等数量が、本来権利者が販売し得た正規品の数量と同等と評価できることが前提となることから、正規品に相当する数量として特定することができる「複製物」を損害の算定基礎として観念していると考えられる。
- 現在はダウンロードを伴わないストリーミング型サイトによる著作権侵害が顕著であり、ストリーミング型サイトにおける閲覧の方法や程度は様々であることから、裁判実務においては、現行の受信複製物の数量の在り方について、ストリーミング型サイトにおいてウェブページの閲覧数等の指標を用いて本来権利者が販売することがきた正規品の数量と同等と評価できる数量をどのように認定すべきかが論点となっている例がある。具体的には、受信複製物の数量が直接認定できない事案において、ウェブページの閲覧数（PV 数）の扱いや、無料閲覧と販売し得た正規品の数量の関係について争われている裁判例がある。
- このように、特許法と同様の見直しだけでは、ストリーミング型サイトによる著作権侵害など、そもそもの譲渡等数量の特定をはじめ、権利者が侵害者の情報を把握することが困難な状況を克服するには至らないといった課題があり、裁判実務上もこれらの点が論点になることから、権利者の更なる立証負担の軽減を図る方策を検討すべきとの指摘がある。現行法下においては、権利者の立証負担を軽減する各種規定¹⁵が設

¹⁵ 侵害行為及び損害に係る権利者の立証負担を軽減する各種手当

- ・ 権利者が主張する侵害を否認する場合に侵害者側に自己の行為の具体的態様を明示する義務を課すこと（114 条の 2）
- ・ 侵害行為の立証等のために必要な書類の提出命令（114 条の 3）
- ・ 鑑定に必要な事項についての当事者の鑑定人への説明義務を課すこと（114 条の 4）
- ・ 損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難である場合

けられており、また、裁判実務上も、因果関係が不明な場合には逸失利益ゼロとするオール・オア・ナッシングな判断を避け、可能な限り、当事者の主張に現れた事実を総合考慮した事実認定が行われている例もある。そもそも現行の受信複製物に限定した損害の算定方法の在り方を見直すべきとの意見や、公衆送信される著作物の閲覧数・ダウンロード数等の計測方法など、損害の立証に関する技術等の扱いに関し実務上課題があることも踏まえ、さらなる権利者の立証負担の軽減を求める意見もある。

- こうした課題に対しては、何らかの数量に応じた金額を侵害行為と相当因果関係のある損害として推定するという立法的解決を指摘する声もある。しかし、何が侵害行為と相当因果関係のある損害に該当し、法律上の推定効果を持たせて良いほどの合理性のある事実なのか、といった点は慎重な検討が求められる。
- 裁判実務においても、現状では何らか一律の基準をもって譲渡等数量、単位数量当たりの利益、覆滅部分等を認定しているわけではなく、当事者の主張に現れた事実を総合的に考慮して認定しているものと考えられ、こうした実務の展開も踏まえた検討が必要である。
- 他方、ストリーミング型サイトについては、現行著作権法 114 条第 3 項の規定により、ライセンス料相当額を損害額として賠償請求することが可能であり、今般の見直しにより、著作権が侵害されていることを前提とした具体的な事情が考慮できることを明確にすることで、権利者の立証負担の軽減にも資するとともに、ライセンス料相当額の損害の認定額の増額が図られるものと期待できる。
- 以上を踏まえ、現行著作権法第 114 条第 1 項の受信複製物の扱いやストリーミング型サイトの著作権侵害への対応を含む更なる立証負担の軽減策については、損害額の立証に関する技術の進展や、裁判実務の動向も踏まえつつ、引き続き今後の検討課題として取り扱うこととする。

(4) 創作活動が委縮しない配慮について

- 2. に掲げた見直しは、損害額の立証負担の軽減を図る観点から、損害の算定方法の見直しや損害の認定に当たっての考慮事項の明確化を行うものであり、実損害の填補を目的とする既存の不法行為制度の枠内で権利者の実効的な救済を図るものである。
- 誰もが権利者にも侵害者にもなり得る著作権法制の見直しに当たっては、常に権利者の保護と創作活動の自由のバランスを図ることが重要であり、損害賠償制度の見直しにおいても、権利者の実効的救済を追求する中で創作活動が委縮しないよう留意して検討する必要がある。

の、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づく相当な損害額の認定（114 条の 5）

V. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

1. 経緯

- 令和元年度、法制度小委員会において制度設計等の検討を進める際の視点・留意事項を整理し、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、令和元年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施された。
- この調査研究では、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討の際の論点等が一定程度明らかになった。一方で、さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘された。
- 令和2年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」では、諸外国の法制度やライセンスの実態等について一定程度明らかにされた。また、令和2年度の文化審議会著作権分科会では、研究目的での著作物利用にとっても重要な役割を果たしている図書館関係の権利制限規定の見直しに関する検討が進められ、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」（令和3年2月3日）が取りまとめられた。これを受け、令和3年度に図書館関係の権利制限規定の見直し等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）が成立・公布された。
- 令和3年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」では、図書館関係の権利制限規定の見直しによっても対応できない場面として、主に研究成果発表における著作物利用のニーズについて、研究者を対象により広範・詳細な調査を実施するとともに、諸外国における研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限規定の解釈・運用とライセンスの実態について、令和2年度調査研究を踏まえてより詳細に調査を行った。
- この調査研究では、ウェブアンケートにより多様な研究主体を対象にした実態調査と外国法調査、また有識者委員による専門的検討が行われた。この中では、著作権法に基づく許諾や引用とは別に、慣行として、引用や学会・研究会等での発表において許諾をとる実態、著作権法第38条等の権利制限規定の認知・理解が進んでいない実態

等が明らかになった。

- また、許諾の取得については、許諾を誰に求めるのかわからない、返答がない、手続きが煩雑、といった課題が挙げられ、調査研究における検討において、著作物の利用許諾に関して、著作権分科会で行われている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策の検討と重なる部分が多く、研究場面を含む許諾の在り方についても議論されることが望ましい旨、指摘がされた。

2. 対応の方向

- 研究目的に係る権利制限については、これまでの審議及び調査研究の結果を踏まえ、引き続き著作権法第 32 条、第 38 条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施、令和 3 年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローするとともに、現在検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応を行い、さらにこれらによっても解決されない支障や新たなニーズがある場合に、必要に応じて検討を行うこととする。